

廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症対策に関するヒアリング調査結果

○(公)藤原 博良¹⁾、(正)佐々木 基了¹⁾、(公)佐々木 いづみ¹⁾

1)(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で感染者が確認され、その後、全国に感染が拡大し、令和2年4月には緊急事態宣言が発出された。令和2年4月の緊急事態宣言は翌月には解除されたものの、その後も、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が行われる等、全国で新型コロナウイルス感染症の感染が続いている状況にある。

廃棄物処理事業は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。

これらの状況を踏まえ、当センターは、環境省から「令和2年度新型コロナウイルス感染症流行下での廃棄物処理に関する知見収集等業務」を受託し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるための必要な知見を収集及び整理することを目的に、自治体及び廃棄物処理業者に対して、新型コロナウイルス感染症の流行下での廃棄物の処理に関するヒアリング調査を実施した。

2. 調査方法等の概要

2.1 調査期間

令和3年1月～3月

2.2 調査対象、調査方法

自治体、廃棄物処理業者計6ヶ所(表1)に対して、リモート、または書面によるヒアリング調査を実施した。

2.3 調査項目

主な調査項目は、以下のとおりである。

- (1)感染防止策
- (2)実際に陽性者が発生した際の対応
- (3)新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物処理対策(感染性廃棄物処理業者のみ)

表1 ヒアリング調査対象

区分	調査対象
自治体3ヶ所	・都道府県1ヶ所 ・政令市1ヶ所 ・政令市以外の市1ヶ所
処理業者3ヶ所	・感染性廃棄物処理業者2ヶ所 ・その他の廃棄物処理業者1ヶ所

3. 調査結果

3.1 感染防止策

調査対象の自治体、廃棄物処理業者が実施した感染防止策を表2に示す。

表2 調査対象が実施した感染防止策

区分	実施した感染防止策
①処理作業等及び事務作業における共通の対策	・従業員のマスクやゴム手袋、フェイスシールド等の个人防护具の着用 ・うがい・手洗いの実施、咳エチケットの徹底 ・手指消毒用アルコールの設置、手指消毒の実施の徹底 ・毎朝の検温による体調不良者の把握、37度以上の発熱があった者の出勤停止と行動記録の把握 ・在宅勤務、時差出勤、ローテーション勤務の導入(出勤人数、出勤時間の調整) ・班分け・ゾーニングの徹底(他業務に携わる従業員とは別の部屋で勤務、班ごとに異なる動線を通行、班ごとに休憩時間をずらす) ・朝終礼及び社内会議のオンライン化 ・感染症対策ポスターの掲示 ・従業員の抗原検査の実施 ・除菌剤、个人防护具等の確保
②処理作業等における対策	・作業後の手洗いの徹底 ・排出事業者とは、直接の対面での接触は最低限とする ・ゴミ袋がパッカー車の回転盤に挟まって破裂しないよう、回転盤が上がったときにゴミ袋を投入 ・施設来場者の距離を保つために、搬入受付場所に順番待ちの位置を表示 ・同一の収集車両に乗車する収集作業者を固定(不特定の収集業者との長時間の接触機会)

【連絡先】〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地翹町スクエア7階 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター
調査部 藤原 博良:03-5275-7111 FAX:03-5275-7112 e-mail:fujiwara@jwnet.or.jp

【キーワード】新型コロナウイルス感染症、廃棄物処理業、事業継続、感染性廃棄物

区分	実施した感染防止策
	をなくす) <ul style="list-style-type: none"> 必ず複数の担当者が同じ業務を実施できるような体制を整備（重要業務に携わる従業員 1 人が出勤できなくなることによる施設の稼働停止を回避）
③事務作業等における対策	<ul style="list-style-type: none"> 事務所内のこまめな換気 来客の感染防止策の実施（マスク着用、2m 以上の間隔の確保、自動検温器での検温を依頼） 受付や休憩室へのパーテーションやビニールシートの設置 休憩室の机の配置を対面としないように変更 会議や研修等の時間の短縮 出張の自粛、営業担当者の直行直帰 取引先へのマスクの配布

3.2 実際に陽性者が発生した際の対応

実際に陽性者が発生した際の対応については、表 3 の回答が得られた。

表 3 実際に陽性者が発生した際の対応

	実施した感染防止策
ケース 1	令和 2 年夏頃に、家庭ごみの収集業務の委託先の職員 1 名が新型コロナウイルス感染症の陽性であること、家庭ごみの収集業務に携わる 20 名以上が濃厚接触者であることが判明した。陽性者と濃厚接触者を 10 日間の自宅待機とし、その期間の家庭ごみの収集業務は、自治体の家庭ごみの収集担当部署の事務職員や他部署の職員のうち過去に家庭ごみの収集業務を経験したことがある者や濃厚接触者に該当しない委託先の職員が行った。ごみ収集作業を行う代替要員を確保したことにより、通常どおり、家庭ごみの収集業務を継続することができた。なお、収集作業の省力化を図るために、住民に対して、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの排出自粛（自宅での保管）を要請した。
ケース 2	令和 2 年夏頃に、従業員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した。陽性者は廃棄物の収集運搬や処分を担当する部署ではなかった。また、濃厚接触者は数名であり、廃棄物処理事業の継続には影響はなかった。陽性となった従業員を 2 週間の自宅待機としたほか、事務所の消毒を徹底するとともに、陽性者が発生した旨を速やかにホームページ上で公表した。

3.3 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物処理対策

感染性廃棄物を取り扱う処理業者 2 ヶ所における新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物処理対策は表 4 のとおりであった。表 4 に示す対策は、他の感染性廃棄物を取り扱う際には実施しておらず、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物のみを実施しているとのことであった。

表 4 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物処理対策

分類	実施した感染防止策
処理業者 2 ヶ所がともに実施	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を、他の感染性廃棄物と区別している。 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を委託する際には、引取りの依頼時に新型コロナウイルス感染症に係るものであることを伝えるよう、医療関係機関等に依頼している。 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物は、収集運搬車両から荷下ろししたものを保管せずに、速やかに焼却施設に投入している。
処理業者 1 ヶ所が実施	<ul style="list-style-type: none"> 排出時には以下の対策を講じるよう、医療関係機関等に依頼している。 <ol style="list-style-type: none"> 医療関係機関等が自ら感染性廃棄物を梱包する 感染性廃棄物をビニール袋に入れて縛った上で、プラスチック製の感染性廃棄物容器に入れて密閉する プラスチック製の感染性廃棄物容器の外側を除菌する 容器に収納した感染性廃棄物の収集運搬業者への引渡しは、建屋内ではなく、三密を避けることができる屋外で行う 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を収集運搬する際には、収集運搬車両に積み込む前に、運転手が感染性廃棄物容器の表面を消毒している。また、処分業者で受け入れた際にも、容器表面を消毒している。 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の排出から処分が完了するまでのスケジュールを調整して、その他の感染性廃棄物に要する期間の約半分にまで短縮している。 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の収集運搬や処分を担当する従業員は、防護服、防塵マスク、ゴーグルを着用している。

4. おわりに

本調査及び本年度に引き続き実施する廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症対策に関する調査で得られた情報を活かして、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における廃棄物処理方策の検討に貢献していきたい。

第32回廃棄物資源循環学会研究発表会

A5-4

「廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症対策に関するヒアリング調査結果」

令和3年10月25日（月）

会場：岡山コンベンションセンター

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

藤原 博良、佐々木 基了、佐々木いづみ

1. はじめに

- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で感染者が確認された後に、同年4月から令和3年9月末まで、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が行われる等、全国で感染拡大が続いた。現在、緊急事態宣言等は解除されているが、今後の感染の再拡大が懸念されている。
- 廃棄物処理事業は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、感染拡大の状況下においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で求められている。
- 当センターは、環境省からの委託により、自治体及び廃棄物処理業者に対して、新型コロナウイルス感染症の流行下における廃棄物処理に関するヒアリング調査を実施した。

2. 調査方法等

令和3年1月～3月にかけて、自治体、廃棄物処理業者計6ヶ所に対して、ヒアリング調査（リモートや書面）を実施した。

<調査対象>

区分	調査対象
自治体3ヶ所	・都道府県1ヶ所 ・政令市1ヶ所 ・政令市以外の市1ヶ所
処理業者3ヶ所	・感染性廃棄物処理業者2ヶ所 ・その他の廃棄物処理業者1ヶ所

<主な調査項目>

- (1)新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取扱方法（感染性廃棄物処理業者2ヶ所が対象）
- (2)事業継続のための取組み（全調査対象が対象）
 - ①従業員・職員等の感染防止策
 - ②実際に陽性者が発生した際の対応

【参考】

環境省は、感染性廃棄物については、「感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月改訂)を、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理については「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年9月策定、令和3年6月改訂)を策定している。

名称	対象となる感染症	対象となる廃棄物
①感染性廃棄物処理マニュアル	感染症法で定めるすべての感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)	医療関係機関等から排出された感染性廃棄物
②廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物(例:以下(1)~(3)の廃棄物) (1)医療関係機関等から排出された感染性廃棄物 (2)家庭及び事業所から排出されたもの (3)その他(宿泊療養施設やワクチン接種会場から排出されたもの)

【参考】

環境省の「廃棄物に関する新型コロナ新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」では、医療関係機関等から排出された新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物は、他の感染性廃棄物と同様に、「感染性廃棄物処理マニュアル」に従って処理する旨が示されている。

①注射針、メス等の <u>鋭利なもの</u>	②血液等の <u>液状または泥状のもの</u>	③血液等が付着した <u>ガーゼ等再利用しないもの</u>
<u>耐貫通性</u> のある堅牢な容器	漏洩しない <u>密閉容器</u>	丈夫な <u>プラ袋の二重使用</u> または、 <u>堅牢な容器</u>
 <p>例：プラスチック製容器</p>		 <p>例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）</p>

3. 調査結果

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取扱方法

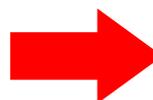
医療関係機関等から排出された新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物に対して、以下に示すような、他の感染性廃棄物を取り扱う際には実施していない対策が講じられていた。

- 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を、他の感染性廃棄物と区別
- 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物を委託する際には、引取依頼時に新型コロナウイルス感染症に係るものであることを伝えるよう、医療関係機関等に依頼
- 収集運搬車両から荷下ろししたものを保管せずに、速やかに焼却施設に投入

3. 調査結果

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取扱方法

- 感染性廃棄物をビニール袋に入れて縛った上で、さらにプラスチック製の感染性廃棄物容器に入れて密閉
- 感染性廃棄物の収集運搬業者への引渡しは、建屋内ではなく、三密を避けることができる屋外で行う
- 収集運搬車両に積み込む前に、運転手が感染性廃棄物容器の表面を消毒し、さらに、処分業者で受け入れた際にも、容器表面を消毒（または容器表面の消毒を医療機関に依頼）
- 防護服、防塵マスク、ゴーグルの着用 など

 上記の対策は適切か？ それとも過剰か？

3. 調査結果

(2) 事業継続のための取組み(①従業員・職員等の感染防止策)

【廃棄物の収集運搬、処分関連の対策】

- 排出事業者とは、直接の対面での接触は最低限とする
- 施設来場者の距離を保つために、搬入受付場所に順番待ちの位置を表示
- 同一の収集車両に乗車する収集作業者を固定（不特定の収集作業者との長時間の接触機会をなくす）
- 必ず複数の担当者が同じ業務を実施できるような体制を整備（重要業務に携わる従業員1人が出勤できなくなることによる施設の稼働停止を回避）
- ごみ袋がパッカー車の回転盤に挟まって破裂しないよう、回転盤が上がったときにごみ袋を投入

3. 調査結果

(2) 事業継続のための取組み(①従業員・職員等の感染防止策)

【一般的な感染防止策】

- 従業員のマスクやゴム手袋、フェイスシールド等の個人防護具の着用(除菌剤、個人防護具等の確保)
- うがい、手洗い、咳エチケット、手指消毒の実施の徹底
- 事務所内のこまめな換気
- 毎朝の検温、発熱があった者の出勤停止
- 在宅勤務、時差出勤、ローテーション勤務の導入
- 朝終礼及び社内会議のオンライン化(会議等の時間短縮)
- 受付や休憩室へのパーテーションやビニールシートの設置
- 休憩室の机を対面にならないよう配置変更
- 班分け・ゾーニングの徹底(他業務に携わる従業員とは別の部屋で勤務、班ごとに異なる動線を通行、休憩時間をずらす)
- 全従業員の抗原検査の実施 など

3. 調査結果

(2) 事業継続のための取組み(②実際に陽性者が発生した際の対応)

2団体の事例(事業継続に影響があった団体と影響がなかった団体)に関する回答が得られた。(以下は前者の回答を抜粋)

- 令和2年夏頃に、家庭ごみの収集業務の委託先の職員1名が新型コロナウイルス感染症の陽性、家庭ごみの収集業務に携わる20名以上が濃厚接触者となった。⇒陽性者、濃厚接触者は10日間の自宅待機
- 自宅待機期間中の家庭ごみの収集業務は、自治体の家庭ごみの収集担当部署の事務職員や他部署の職員のうち、家庭ごみ収集業務を経験したことがある者と、濃厚接触者に該当しない委託先の職員が行った。
- 住民に対して、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの排出自粛(自宅での保管)を要請した。(排出禁止にはせず、通常どおり、収集業務を継続)

5. おわりに

本調査及び本年度に引き続き実施する廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症対策に関する調査で得られた情報を活かして、今後の感染性廃棄物の安全で適正な処理方策の検討に貢献していきたい。

調査にご協力いただいた自治体、廃棄物処理業者の皆様に、感謝申し上げます。